

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島市南区出島二丁目1番29号

氏 名 有限会社アイアイ・システム
取締役 濱田 信幸
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島市長 松 井 一 實



許可の年月日 令和 7 年 1 0 月 1 日

許可の有効期限 令和 1 2 年 9 月 3 0 日

1. 事業の範囲

区 分	産業廃棄物の種類
	表面のとおり

2. 積替え又は保管を行うすべての場所
別添検査済証のとおり。

3. 許可の条件

4. 許可の更新・変更の状況

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別
R 7. 8. 27	更新許可	.	.
.	.	.	.
.	.	.	.

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

6. 備考

1. 事業の範囲

区 分	産業廃棄物の種類
収 集 運 搬 (積替・保管を含む) この欄以下余白	廃アルカリ 廃プラスチック類 がれき類 (これらのうち石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白
収 集 運 搬 (積替・保管を含まない) 以 下 余 白	汚泥(判定基準に適合しないものを含まない。) 廃油 廃酸 廃アルカリ 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず ゴムくず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず がれき類 (これらのうち廃プリント配線板、廃容器包装、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、鉛蓄電池の電極、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。以 下 余 白

複写

複写